電波障害物件の情報提供について

国土交通省　大阪航空局　宮崎空港事務所

宮崎空港には航空機が安全に運航するために欠かすことができない重要な航空保安無線施設があり、図１，図２，図３の範囲内に制限高を越える建造物があると、航空機の運航に必要な電波信号に悪影響を与え安全運航を阻害する恐れがあります。

航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

■図１　（施設名称：宮崎 VOR/DME）

起点座標（地盤高 4.1m）　緯度　31°52′43″　経度 131°26′15″



<u>建造物の制限高</u>

①　木造の場合

（起点からの距離×0.044）＋4.1（単位は全てm）

※概ね距離 500mで高さ 26mです。（1000mで 48m、1500mで 70m）

②　金属製の場合

（起点からの距離×0.021）＋4.1（単位は全てm）

※概ね距離 500mで高さ 14.6mです。（1000mで 25m、1500mで 35.6m）

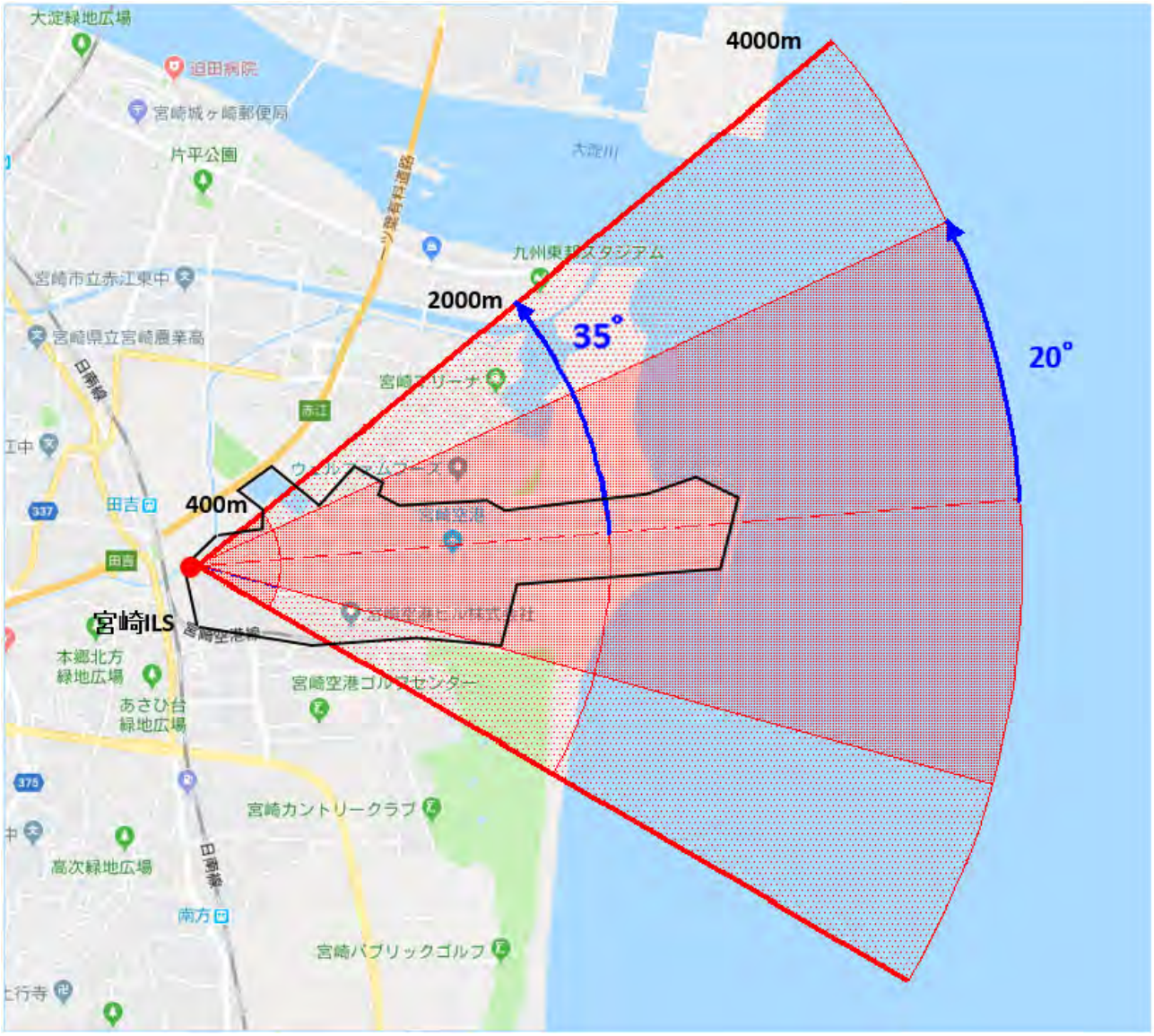
③　適用除外について

上記①②に該当しても起点からみて水平面の幅が 1°以内の場合は除外されます。

※概ね 500mで８mです。（1000mで 17m、1500mで 26m）

■図２　（施設名称：宮崎 ILS）

起点座標（地盤高 3.4m）　　緯度　31°52’34”　経度 131°25’59”



建造物の制限高

起点を中心とし滑走路中心線から左右 35°以内で、以下の条件にあてはまるもの。

１）左右 20°の範囲内におけるすべての建造物。

２）左右 20～35°の範囲内において

① 起点から 400m 以内におけるすべての建造物

② 起点から 400～2000m における、高さ 10m以上の建造物

③ 起点から 2000～4000mにおける、高さ 20m 以上の建造物

３）適用除外について

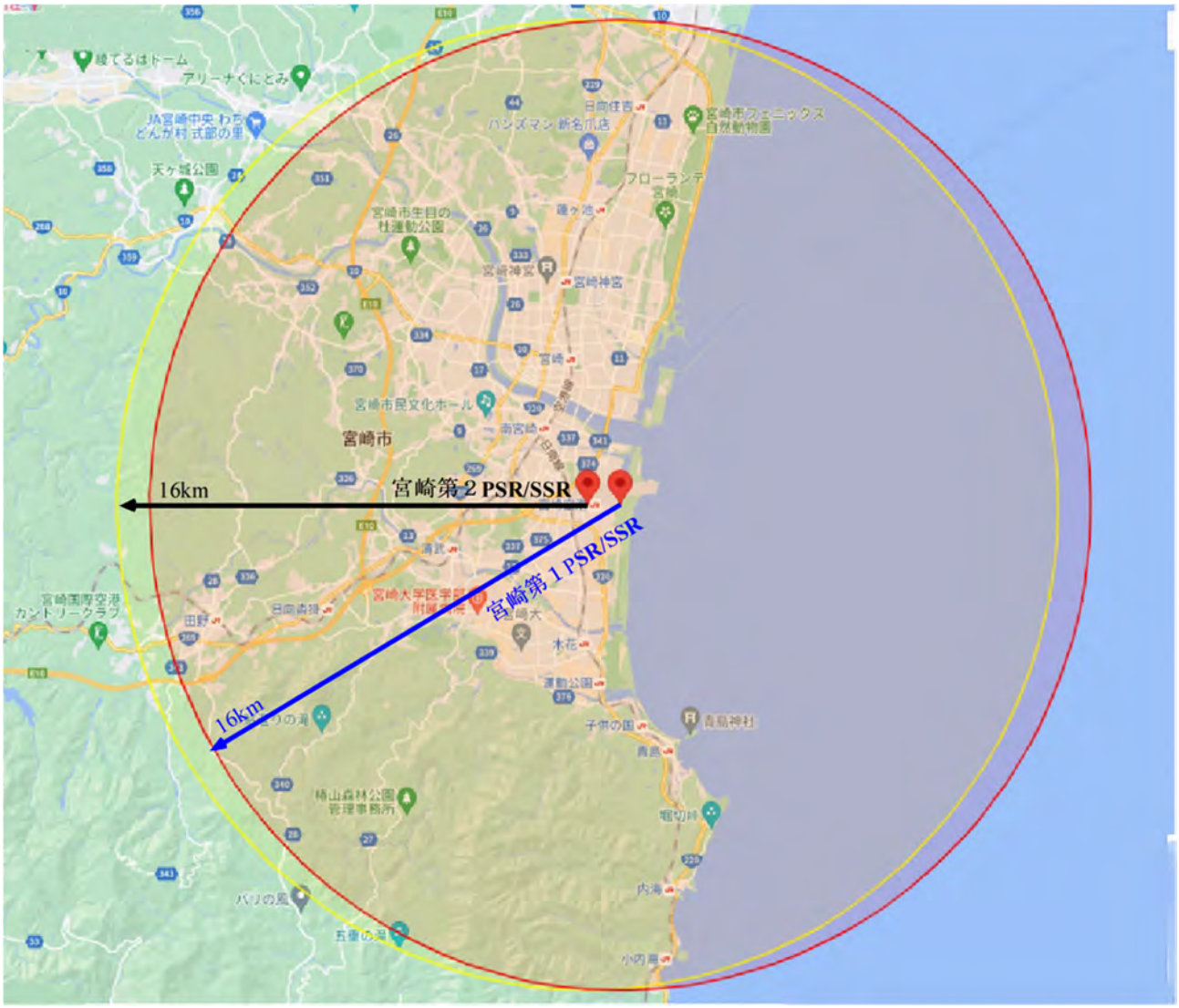
上記１）２）に該当しても起点からみて水平面の幅が 1°以内の場合は除外されます。

※概ね 500mで８ｍです。（1000mで 17m、1500mで 26m）

近年増加している大規模な太陽光発電設備についても上記制限高等を超えた場合は電波に影響を及ぼす可能性がありますので設置情報の提供をお願いいたします。

■図３　（施設名称：宮崎第 1PSR/SSR 、宮崎第２PSR/SSR ）

- 宮崎第 1PSR/SSR ：緯度　31°52′21″　経度 131°27′00″
- 宮崎第 2PSR/SSR ：緯度　31°52′21″　経度 131°26′17″



宮崎第 1 及び第 2PSR/SSR 装置から 500m以内の範囲に建設する全ての建造物（宮崎第 1PSR/SSR 高さ 20.4m、宮崎第２PSR/SSR 28.7m を超える場合）については PSR/SSR 装置の性能に影響を与える可能性が非常に高いと判断されます。
また、風力発電建造物は 500m～16km の範囲においても、性能に影響を与える可能性があります。
上記影響範囲内に建設予定の建造物による PSR/SSR 装置への影響度は、建造物の設置位置や角度等で異なります。
このため、建設を予定している建造物の設置位置、角度、大きさ、形状、材質等の詳細な情報を提供頂くことで、その情報に基づいてシミュレーションを実施することが可能となり、その影響度を判定することが出来ます。

詳しくは、以下の連絡先まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】　国土交通省　大阪航空局　宮崎空港事務所　地域調整官
ＴＥＬ　0985-51-3223(代表)
電波障害物件対応：航空管制技術官

令和５年４月 作成